トヨタヴェルブリッツアカデミー規約

トヨタヴェルブリッツアカデミー規約（以下「本規約」といいます。）は、トヨタ自動車株式会社（以下「当社」といいます。）が運営するトヨタヴェルブリッツアカデミー（以下「アカデミー」といいます。）およびそれに付随する活動に参加する際の規約を定め、アカデミーへの入会を希望する者およびその保護者（親権者を指し、以下同じとします。）が入会にあたって同意する必要のある条件を定めるものです。

第１条 （名称）
アカデミーの名称は、「トヨタヴェルブリッツアカデミー」とします。

第２条 （アカデミーの主たる活動場所）
アカデミーは、愛知県豊田市保見町井ノ向所在のトヨタスポーツセンターを主たる場所として活動をします。

第３条 （目的）
１　アカデミーは、平日にラグビーをプレーする環境を創出し、ラグビーを続けることができる環境づくりを通じて、ラグビーの普及およびアカデミーに入会した者（以下「会員」といいます。）の育成ならびに会員に対してラグビープレイヤーに求められるベーシックスキルを指導することで、会員個人のラグビーのスキルレベルの向上を図ることを目的とします。
２　アカデミーは、ラグビーの普及および会員の育成を目的に運営されるものであり、会員および会員が所属するチームの競技成績の向上および将来プロのラグビーチームへの入団を保証するものではありません。

第４条 （入会資格）
アカデミーへの入会を希望する者は、次の各号に定める条件をすべて満たすことを確認の上、当社所定の方法に従い、アカデミーへの入会を申し込むものとします。
（１）本規約の内容を理解し、遵守できること。
（２）心身ともにラグビーを行うのに支障のない健康な状態であること。
（３）当社所定の年齢であること。
（４）未成年者の場合、保護者の同意があること。

第５条 （入会）
アカデミーへの入会を希望する者は、当社が、前条に基づく申込みを受領し、アカデミーへの入会を承認したとき、アカデミーの会員として登録されるものとします。

第６条 （会費）
１　会員は、当社に対し、次の各号に定める会費を支払わなければなりません。
（１）年会費 １０，０００円（税込）
（２）月会費 １０，０００円（税込）
２　会員は、年会費を、入会月や参加回数に関係なく、入会後の初月の月会費とともに支払うものとします。
３　当社に支払われた年会費および月会費は、理由の如何を問わず返金されないものとします。

第７条 （支払方法）
会員は、前条に定める会費を、当社所定の方法により支払わなければなりません。

第８条 （再委託）
当社は、当社の判断と責任により、アカデミーの運営等の全部または一部を第三者に委託することができます。

第９条 （休会）
休会（引き続き１か月以上３か月以内の期間、休む場合をいいます。）を希望する会員は、当社に休会を希望する月の前月１０日までに当社所定の方法により当社に届け出ることで、当月から休会することができるものとします。当社が休会を承認した会員は休会した月の月会費は免除されるものとします。ただし、当社が特別に認めた場合を除き、休会は、各会員１回限りとします。

第１０条（復帰）
前条に基づく休会をした会員が、アカデミーへの復帰を希望する場合、当社に復帰を希望する月の前月１０日までに当社所定の方法により当社に届け出ることで、当月から復帰することができるものとします。復帰した会員は復帰した月から月会費を支払うものとします。

第１１条（退会）
退会を希望する会員は、当社に退会を希望する月の前月１０日までに当社所定の方法により当社に届け出ることで、当月末日をもって退会することができるものとします。前月１０日を過ぎた場合、退会は翌月末日とするものとします。会員は退会した月の月会費まで支払うものとします。

第１２条（除名）
会員およびその保護者が次の事項に該当するとき、当社は会員を除名することができるものとします。ただし、除名された時点で未払いの年会費および月会費がある場合、会員は直ちにそれらを当社に支払うものとします。
（１）本規約に違反し、または違反したと当社が判断したとき。
（２）会員がアカデミーの指導者またはスタッフの指導に従わないとき。
（３）当社またはアカデミーの名誉と品格を著しく毀損したとき。

第１３条（練習中の態度）
１　会員は、練習開始時間の５分前には、当社の定めるルールに従って集合しなければなりません。遅れる場合は事前に当社所定の方法に従い、当社へ連絡するものとします。
２　会員は、何事にも挑戦し、一生懸命練習するものとします。
３　会員は、アカデミーのコーチの指示に従い、積極的に自らの技能向上のため、努力するものとします。

第１４条（禁止行為）
会員およびその保護者は、次の各号に該当する行為を行ってはならないものとします。
（１）当社（アカデミーの指導者およびそのスタッフを含みます。）または第三者の権利、財産またはプライバシーを侵害する行為。
（２）当社または第三者の名誉または信用を棄損する行為。
（３）当社に対して虚偽または不正確な事実を提供する行為。
（４）著しく粗野または乱暴な行為。
（５）当社によるアカデミーの運営を妨害する行為またはそのおそれのある行為。
（６）交通安全行動に支障を及ぼすおそれのある態様でアカデミーに参加する行為。
（７）法令または公序良俗に違反する行為。
（８）本規約等の定めに違反する行為。
（９）その他当社が不適切と判断する行為。

第１５条（練習の中止および中断）
当社は、雨天の場合でも練習を行いますが、天災地変および流行性の感染症などのおそれがある場合を含め、当社が練習の開催を危険または安全な開催が困難であると判断したときは練習を中止または中断することがあります。中止または中断した練習日の振替えは行いません。

第１６条（傷害対応）
１　会員は、会員の費用と責任で当社指定の障害保険に加入するものとします。

２　当社は、事故のないよう万全の注意を払いますが、練習中における不測の事故による傷害または盗難その他の事故については、会員は、前項に基づく当社指定の傷害保険の範囲内でその賠償を受けられるものとし、当社は、それ以外の損害賠償責任を含む責任は一切負わないものとします。

３　当社は、会員が練習中に怪我をした場合には、応急処置を行い、救急を要する場合は、救急搬送を行うものとしますが、その後の通院および入院は、会員およびその保護者の費用と責任をもって行うものとし、当社は責任を負わないものとします。

第１７条（反社会的勢力の排除）

１　会員およびその保護者は、現在および将来にわたって、自己その他の関係者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団、暴力団もしくは暴力団員を不当に利用する者、暴力、威力もしくは詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する者等、その他これらに準ずる者、またはこれらの者と密接な関係を有する者（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当しないことおよび次の各号のいずれにも該当しないことを表明しこれを確約するものとします。

（１）自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること。

（２）反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。

２　会員およびその保護者は、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれにも該当する行為を行わないことを確約するものとします。

（１）暴力的な要求行為。

（２）法的な責任を超えた不当な要求行為。

（３）当社およびアカデミーならびにその関係者等に対して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。

（３）風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社およびアカデミーならびにその関係者等の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為。

（４）その他前各号に準ずる行為。

３　当社は、会員およびその保護者が本条第１項または第２項に違反する事実が判明したときは、催告を要しないで、直ちに会員を除名することができ、除名により会員およびその保護者に損害が生じたとしても、当該会員およびその保護者は何らの請求を行わないものとします。かかる解除は、会員およびその保護者に対して、本条第１項または第２項違反を理由とした損害賠償請求を行うことを妨げるものではありません。

第１８条（個人情報の利用目的）
当社は、会員の入会・在籍中に知り得た会員に関する情報を、次の目的（これらと相当の関連性を有すると合理的に認められる目的を含みます。）でのみ利用するものとします。
（１）アカデミーの運営および活動ならびに情報管理、書類の発送および連絡。
（２）トヨタヴェルブリッツ関連の案内および挨拶状などの発送。

第１９条（届出事項の変更）
会員は、当社に届け出た事項に変更があった場合、当社所定の方法に従い、速やかに当社に対して変更届出を行うものとします。会員が当該変更届出を怠ったことにより会員に損害・損失等が発生した場合であっても、当社は、一切責任を負いません。

第２０条（広報目的での写真等の利用）
１　当社は、アカデミーの活動中またはそれに付随する活動の写真または動画撮影を行い、当社および当社パートナーによる広報および商業目的での利用（当社のホームページや当社の公式アカウントにて運用する SNS など）をはじめ、一般メディアの報道(テレビ・新聞・雑誌を含みますがこれらに限られません。)に利用することがあります。
２　会員は、前項に基づく当社による写真および動画の利用を望まない場合は、必ず事前に当社にその旨申告するものとします。

第２１条（本規約の変更）
当社は、本規約を、会員に通知し、または会員の同意を得ることなく、随時変更することができるものとします。ただし、関係法令等に基づき会員の同意を得ることが必要となる変更を行う場合は、当社の定める方法で会員の同意を得るものとします。

第２２条（閉校）
当社は、天災地変、社会情勢の変化その他のアカデミーの存続を困難とする事由が生じたときは、当社所定の方法により会員に通知することをもってアカデミーを閉校することができるものとします。

第２３条（その他の定め）
本規約に定めのない事項および運営上必要な細則は、当社が別に定めることができるものとし、会員はその定めに従うものとします。

（付則）２０２６年6月１日制定